

島根原子力発電所2号炉 審査資料	
資料番号	EP-061改55(回2)
提出年月日	令和2年7月9日

令和2年7月
中国電力株式会社

島根原子力発電所2号炉 ヒアリングにおける確認事項に対する回答一覧表（大規模損壊：本文）

No.	年月日	コメント内容	回答状況	回答内容
1	令和2年7月7日	号路間融通に用いる可搬ケーブルの確保状況を説明すること。	本日回答	島根2号炉は単独申請プラント（1号：廃炉，3号：未認可）であることから，設置許可基準規則57条及び技術的能力審査基準1.14の要求である「複数号機設置されている工場等」には該当しないと考えており，号炉間融通についてはSA設備・手順として整備しておらず，技術的能力審査基準1.14の解釈にて記載のある予備ケーブルの確保についても対象外であると考えている。 なお，自主対策として，1号機非常用DGからの電力融通が可能となるよう常設のケーブルを使用する手順を整備しており，融通ケーブルについては57条，手順については1.14に自主対策設備としてそれぞれ記載しているが，予備ケーブルについては配備していない。
2	令和2年7月7日	自然現象の抽出・選定の詳細な考え方を示すこと。	本日回答	大規模損壊のケーススタディで扱う自然現象の抽出・選定の考え方について記載した。 (EP-061改55(1) 2.1-19～35,添付2.1-1～71参照)